

平成26年3月11日
株式会社ファミリーライフサービス

消費税率引き上げに伴う事務手数料の改定について

消費税法の改正により、平成26年4月1日（火）から消費税率が5%から8%へと変更されます。それに伴い当社で取り扱う各商品の事務手数料につきましても以下のとおり変更いたします。

消費税の引き上げ対象となる主な商品の事務手数料

商品名	手数料タイプ	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
フラット35 買取型	標準タイプ1	31,500円	32,400円
	標準タイプ2	98,000円	100,800円
	段階金利	融資金額の0.84%	融資金額の0.87%
	先払(35年以内)	融資金額の1.6%	融資金額の1.65%
	先払(20年以内)	融資金額の0.945%	融資金額の0.98%
つなぎ融資	事務手数料	94,500円	97,200円

※既にお申込み済みのお客様も、ご融資実行日が平成26年4月1日以降の場合には、改正後の消費税率が適用されます。

※適用基準日は、契約手続日ではなくご融資実行日です。

以上